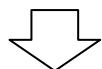


罰則水準の見直し

現行の罰則体系

昭和29年
現行関税法の制定時に
罰則体系(水準)を整理

平成6年
物価上昇等に伴う可罰
効果の減少に対応した
罰金刑の上限引上げ



各種罰則の「構成」
及び
「懲役刑の上限」は
基本的に
昭和29年の体系
を維持

50年間の動き

社会・犯罪情勢の
大幅な変化

国民の規範意識
の変動

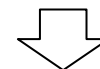
他の特別刑法犯
の重罰化

対処すべき課題

深刻化する社会悪
事犯等への対応

他法令に係る捜査
機関との有効な共同
捜査の実施

北朝鮮対策等に係る
厳格な法執行のため
の対応



[今回答申]

上記に必要な懲役刑の
引上げ・新設

【現行の主な罰条】

- 関税法109条(輸入してはならない貨物を輸入した罪)・・・5年以下の懲役若しくは3千(5百)万円以下の罰金、又は併科
- 関税法111条(許可を受けなくて輸出入する罪)・・・3年以下の懲役若しくは3百万円以下の罰金、又は併科
- 関税法113条ノ3(偽った申告をする等の罪)・・・1年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金、又は併科